

本館ほか冷暖房設備運転監視業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和５年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

2 運転監視業務の対象範囲

庁舎に設置されている冷暖房及び換気設備

3 委託場所

- (1) 所在地 宮崎市橘通東２丁目１０番１号
県庁本館、附属棟及び１号館
※県庁１号館２階は除くものとする。
- (2) 所在地 宮崎市橘通東１丁目９番１０号
県庁３号館
- (3) 所在地 宮崎市旭１丁目３番６号
県庁７号館
- (4) 所在地 宮崎市宮田町１番６号
県庁８号館
- (5) 所在地 宮崎市橘通東１丁目９番１８号
県庁５号館及び防災庁舎

4 業務内容

<運転監視の期間及び運転時間>

(1) 運転期間

ア 冷房試運転	令和７年 ５月２９日から令和７年 ５月３０日まで
イ 冷房運転	令和７年 ６月 ２日から令和７年１０月１０日まで
ウ 冷房運転予備期間	令和７年１０月１４日から令和７年１０月１７日まで
エ 暖房試運転	令和７年１１月２０日から令和７年１１月２１日まで
オ 暖房運転	令和７年１１月２５日から令和８年 ３月 ６日まで

・「宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第２２号）」第２条に規定する県の休日を除くものとする。

(2) 運転時間

- ア 平日 冷房運転 8時30分から17時15分まで
(令和7年6月 2日～令和7年 6月30日)
7時30分から18時15分まで
(令和7年7月 1日～令和7年10月10日)
- 暖房運転 8時30分から17時15分まで
- イ 冷房運転予備期間については、気温が夏日を超えて暑いことが想定される際には運転を行う場合がある。
- ウ 上記時間以外の冷暖房運転の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議する。

<シーズンインの点検> ※パッケージ形空気調和機は除くものとする。

(全庁舎共通)

各階の還気口及び吹出口(執務室、給湯室、トイレ等)の清掃及びダンパー点検

(本館、1号館、3号館及び防災庁舎)

- (1) 空調機及びファンコイルのフィルター清掃(洗浄)
- (2) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (3) 冷温水管及び冷却水管のエア抜き及びストレーナー清掃点検
- (4) 冷却塔及び膨張タンクの清掃及び水入替え
- (5) 冷暖房設備の操作盤及び電動機の絶縁抵抗測定

<運転保守管理業務>

(本館、1号館、3号館及び防災庁舎)

- (1) 日常の巡視点検
- (2) 運転監視
- (3) 温度測定(室内、外気)
- (4) 運転日誌の作成及び提出
- (5) 運転監視上の事故発生に対応する応急処置及び軽微な修理
- (6) 冷却塔の清掃、水入替え及び薬剤投与(月1回、冷房シーズン)

※投与回数変更の場合は別途協議

- (7) 冷却塔への補給水の検針記録(月1回、冷房シーズン)
- (8) 空調設備の運用上必要な調整清掃

(附属棟、5号館、7号館、8号館)

- (1) 運転監視
- (2) 温度測定(室内、外気)
- (3) 運転日誌の作成及び提出

<シーズンオフの点検>

- (1) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (2) 来期に備え、部品交換及び分解点検の必要な箇所について報告する。

<配置技術者の資格>

- (1) 冷凍機運転 不要
- (2) ボイラー運転 不要
- (3) 危険物取扱 不要

<共通事項>

- (1) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (2) 保全業務に要する以下の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
 - ウ ファンベルト及びパッキン類
- (3) 点検の結果、(2)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。